

# 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和2年3月

神奈川県三浦市

## 【目次】

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 第1章 計画策定の基本的事項 .....       | 1  |
| 1 計画策定の主旨 .....            | 1  |
| 2 計画の位置づけ .....            | 2  |
| 3 計画期間 .....               | 2  |
| 第2章 三浦市の概況 .....           | 3  |
| 1 地理的概況 .....              | 3  |
| 2 人口の推移 .....              | 4  |
| 3 高齢化の状況 .....             | 4  |
| 第3章 ごみ処理の現況と課題 .....       | 5  |
| 1 分別区分及び収集運搬 .....         | 5  |
| 2 ごみ処理実績 .....             | 7  |
| 3 ごみ処理における課題 .....         | 10 |
| 第4章 計画の方向性 .....           | 12 |
| 1 ごみ処理フロー .....            | 12 |
| 2 将来推計人口 .....             | 15 |
| 3 減量化・資源化目標 .....          | 15 |
| 4 目標達成に向けた施策 .....         | 16 |
| 5 目標達成への市、市民及び事業者の役割 ..... | 18 |
| 第5章 施設整備 .....             | 20 |
| 1 三浦市清掃事業所 .....           | 20 |
| 2 三浦市環境センター .....          | 20 |
| 3 最終処分場 .....              | 21 |
| 第6章 その他必要な事項 .....         | 22 |
| 1 災害時の廃棄物処理体制 .....        | 22 |
| 2 ごみ処理業務の委託化の推進 .....      | 22 |
| 3 家庭ごみ有料化の検討 .....         | 22 |
| 4 不法投棄の防止対策 .....          | 22 |

# 第1章 計画策定の基本的事項

## 1 計画策定の主旨

大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルや社会構造は、地球温暖化や天然資源の枯渇など地球環境問題をもたらすとともに、国内ではごみの大量排出による深刻な問題を引き起こしてきました。そのため、わが国では環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物処理法や各種リサイクル法の制定など、循環型社会形成を目指して法整備が進められてきました。

また、昨今では国際的にみても国連において「**持続可能な開発目標 (SDGs)**」<sup>※1</sup>が採択されるなど、大きな方向性が示され、特に**食品ロス**の問題や**プラスチックによる海洋汚染**の問題<sup>※2</sup><sup>※3</sup>などの廃棄物に関する問題について国際社会全体で取り組んでいくことが求められています。

三浦市は、平成29年に策定した「第4次三浦市総合計画 三浦みらい創生プラン」に基づき、「快適で安全性の高い生活基盤の整備」を目指していくために、市民・事業者・行政が今まで以上に廃棄物の減量化や資源化に対する必要性を認識し、循環型社会の実現に向けて協働して取り組んでいかなければなりません。

今回策定する、三浦市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(以下、「ごみ処理基本計画」という。)では、特に令和2年3月にスタートしたごみ処理広域化の内容や、減量化・再資源化に向けた5R(発生抑制・再使用・再生利用・修理・断る)の推進、一般廃棄物の適正処理等について基本的な方針を示します。

### ※1 「持続可能な開発目標 (SDGs)」

2015年に国連の全加盟国が合意した世界共通の目標で、2016年から2030年の15年間に、国際社会が取り組む17の目標が掲げられています。このうち、特に目標12(つくる責任つかう責任)と目標14(海の豊かさを守ろう)の2つは廃棄物の問題と密接に関連します。



### ※2 食品ロス

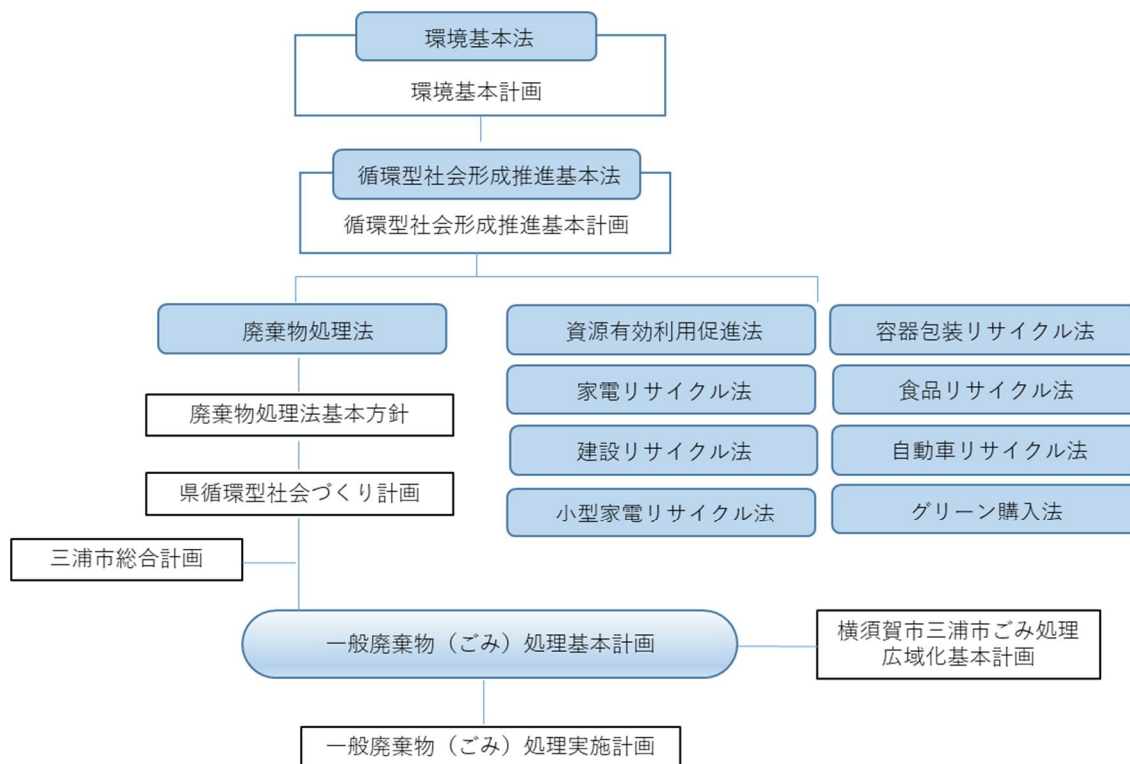
食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことで、日本では、年間約643万トンも発生しています。これは、飢餓に苦しむ人々に向けた全世界の食糧援助量(平成29年で年間約380万トン)の1.7倍に相当します。国が策定した「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、「持続可能な開発計画 (SDGs)」を踏まえて、2030年度までに家庭からの食品ロスを半減するとの目標が定められました。

### ※3 プラスチックによる海洋汚染

世界中で約800万トン/年ものプラスチックが海に流出していると推計されています。最近では、魚や海鳥の体内からもマイクロプラスチックが検出されており、有害物質を吸着して魚介類に取り込まれ、食物連鎖で人間を含む多くの動物に悪影響を及ぼす恐れがあります。

## 2 計画の位置づけ

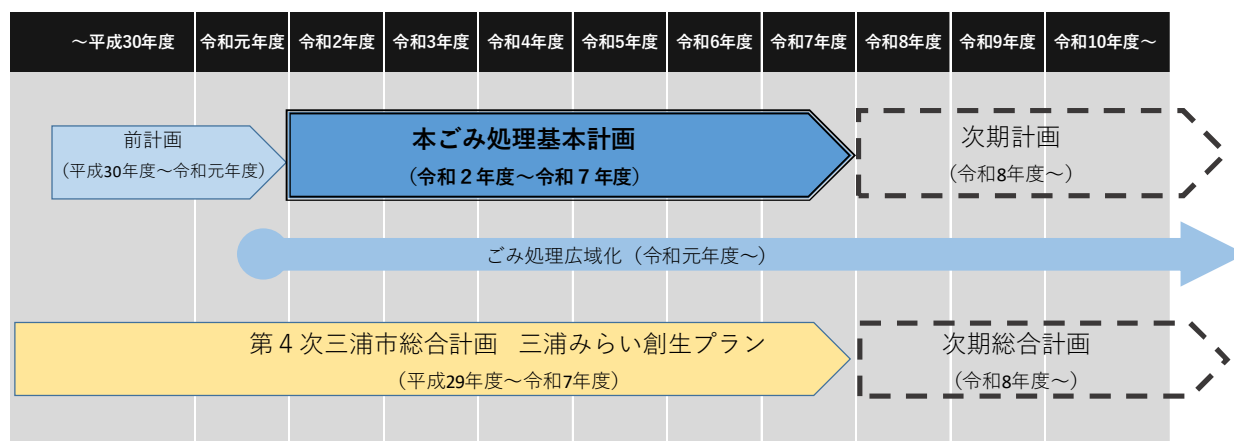
ごみ処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、本市の一般廃棄物の処理に係る中長期的な視点から基本方針を明確にするものです。



## 3 計画期間

計画期間については、本市の最上位計画である総合計画に合わせて、令和2年度から令和7年度までの6年間とします。

**計画期間：令和2年度～令和7年度（6年間）**



## 第2章 三浦市の概況

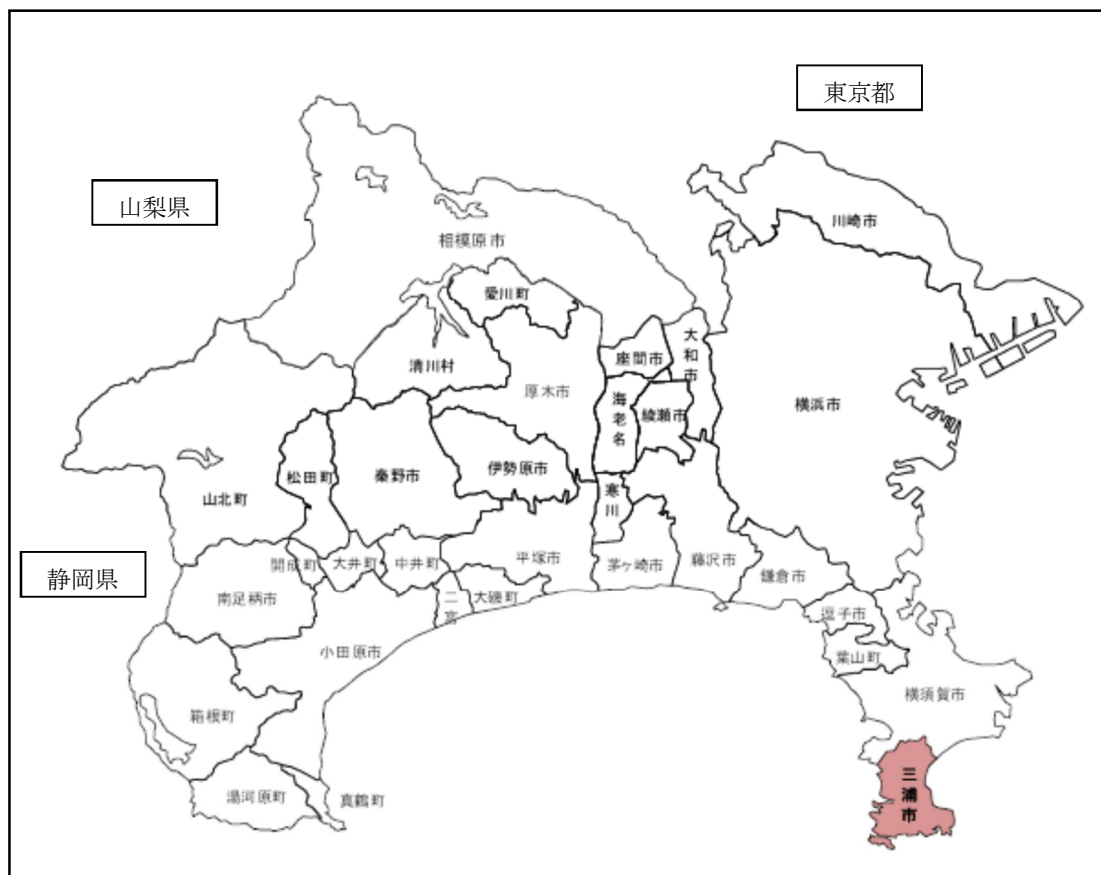
### 1 地理的概況

本市は、神奈川県南東部・三浦半島の最南端に位置し、東京都心から60km、横浜から30km余りの距離にあります。市北部を横須賀市に接しながら、三方は海に囲まれており、東西6.8km、南北9.4km、面積31.44km<sup>2</sup>の広さを有しています。

また、地形的にはなだらかな台地とこれを刻む多くの谷戸から構成されており、台地上の土壌は、ほぼ全域にわたって、きわめて富養で農業に適する腐敗質の黒土に覆われています。

市域を囲う海岸は、諸磯、油壺などのリアス式海岸、三浦海岸や長浜海岸などの砂浜、江奈湾や小網代などの干潟、毘沙門や松輪の岩礁海岸など全長50.3kmの変化に富んだ海岸線を有しています。

図1 本市位置図



## 2 人口の推移

国勢調査を基にした総人口、世帯数、増減内訳を表1、に示します。人口は、平成6年の54,339人をピークに減少傾向にあり、平成30年度は43,163人となっています。

この10年間でみると人口は5,851人減少していますが、特に高齢化に伴う自然減の割合が高い状況が続いています。

表1 世帯数、人口の推移

(各年10月1日現在)

| 区分<br>年度 | 総人口・世帯数    |           | 増減内訳 |      |        |
|----------|------------|-----------|------|------|--------|
|          | 世帯数<br>(戸) | 人口<br>(人) | 自然増減 | 社会増減 | 自然社会増減 |
| 平成20年    | 18,278     | 49,014    | △300 | △108 | △408   |
| 21年      | 18,436     | 48,671    | △293 | △50  | △343   |
| 22年      | 17,884     | 48,352    | —    | —    | △319   |
| 23年      | 17,919     | 47,880    | △355 | △117 | △472   |
| 24年      | 17,893     | 47,141    | △418 | △321 | △739   |
| 25年      | 17,859     | 46,440    | △376 | △325 | △701   |
| 26年      | 17,816     | 45,748    | △372 | △320 | △692   |
| 27年      | 17,567     | 45,289    | —    | —    | △459   |
| 28年      | 17,560     | 44,651    | △455 | △183 | △638   |
| 29年      | 17,504     | 43,877    | △443 | △331 | △774   |
| 30年      | 17,482     | 43,163    | △453 | △261 | △714   |

※平成22年度、平成27年度は国勢調査を実施したため、自然社会増減のみを記載

## 3 高齢化の状況

本市における高齢人口及び高齢化率を表2に示しています。毎年確実に高齢化率が上がっており、今後も上昇の一途をたどることが予想されています。高齢化の進展に伴い、ごみを集積場所まで出すことができない、「ごみ出し困難者」の件数も増加していくことが予想されます。

表2 高齢人口、高齢化率

(各年10月1日現在)

|         | 平成25年  | 平成26年  | 平成27年  | 平成28年  | 平成29年  | 平成30年  |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 高齢人口(人) | 15,344 | 15,713 | 16,081 | 16,210 | 16,339 | 16,469 |
| 高齢化率(%) | 33.0   | 34.2   | 35.5   | 36.3   | 37.2   | 38.1   |

### 第3章 ごみ処理の現況と課題

#### 1 分別区分及び収集運搬

##### (1) 分別区分

ごみの分別区分は、これまでリサイクルの推進を図るため、資源物の分別品目を段階的に増やし、4分別15品目で分別収集を実施してきましたが、令和2年3月からごみ処理広域化を開始するにあたり、横須賀市と統一していく必要がありました。このため広域処理の対象となる「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」だけでなく、単独処理となる「資源ごみ」についても古着古布や蛍光管類を新たに加え、令和2年1月から新しい分別区分をスタートさせました。(表3)

表3 ごみの分別区分及び収集回数

| ごみの種類    |  | 収集回数 | 収集者 |
|----------|--|------|-----|
| 燃せるごみ    | 生ごみ、プラスチック製品(容器包装以外)、ゴム製品、資源化できない紙ごみなど | 週2回  | 委託  |
| 不燃ごみ     | ガラス、陶磁器、50cm以下の家電製品など                  | 月2回  | 委託  |
| 破砕できないごみ | ライター類、スプレー缶類、充電式家電製品など                 | 月2回  | 直営  |
| 粗大ごみ     | 家電製品、大型家具など                            | 申込制  | 委託  |
| 資源物      | びん缶                                    | 週1回  | 委託  |
|          | 金物類                                    | 週1回  | 委託  |
|          | 新聞紙                                    | 週1回  | 直営  |
|          | 雑誌                                     | 週1回  | 直営  |
|          | 段ボール                                   | 週1回  | 直営  |
|          | 紙パック                                   | 週1回  | 直営  |
|          | その他の紙                                  | 週1回  | 直営  |
|          | 蛍光管類                                   | 週1回  | 直営  |
|          | ペットボトル                                 | 週1回  | 直営  |
|          | プラスチック製容器包装                            | 週1回  | 委託  |
|          | 枝木草葉類                                  | 月3回  | 委託  |
|          | 古着古布                                   | 月2回  | 直営  |

また、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)や資源有効利用促進法(パソコンリサイクル法)で指定されている製品及び市で処理できない処理困難物などについても、広域処理に移行することに伴い横須賀市と統一を図っています。(表4)

表4 市で収集・受入できないごみ

|                 |   |
|-----------------|---|
| 家電リサイクル法 対象商品   | テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機  |
| パソコンリサイクル法 対象商品 | パソコン（本体・ディスプレイ）   |
| 処理困難物           | 自動車やバイク及び車の部品（タイヤ・バッテリー等）、消火器、ガスボンベ、油類、耐火金庫、大型電気温水器、ソーラーパネル、ユニットバス、ピアノ、ヨット・ボード（部品含む）、FRP製品、事業で使用していた物（産業廃棄物）、農薬、毒物、化学薬品類、その他市の施設で処理が不可能な物 |

(2) 収集運搬

平成 29 年度までは、市内全 8 ルート、粗大ごみを除く全ての品目について直営で収集運搬を行っていましたが、平成 30 年度から、2 ルートずつ段階的に委託エリアを拡大し、令和 2 年 4 月で市内全ルートでの委託化が完了します。なお、今後も品目による区分けを行い、直営収集も並行して行っていきます。(表 5)

市内ごみステーション数：1,103 箇所（令和 2 年 2 月末現在）

表5 ごみ収集運搬業務の段階的な委託状況

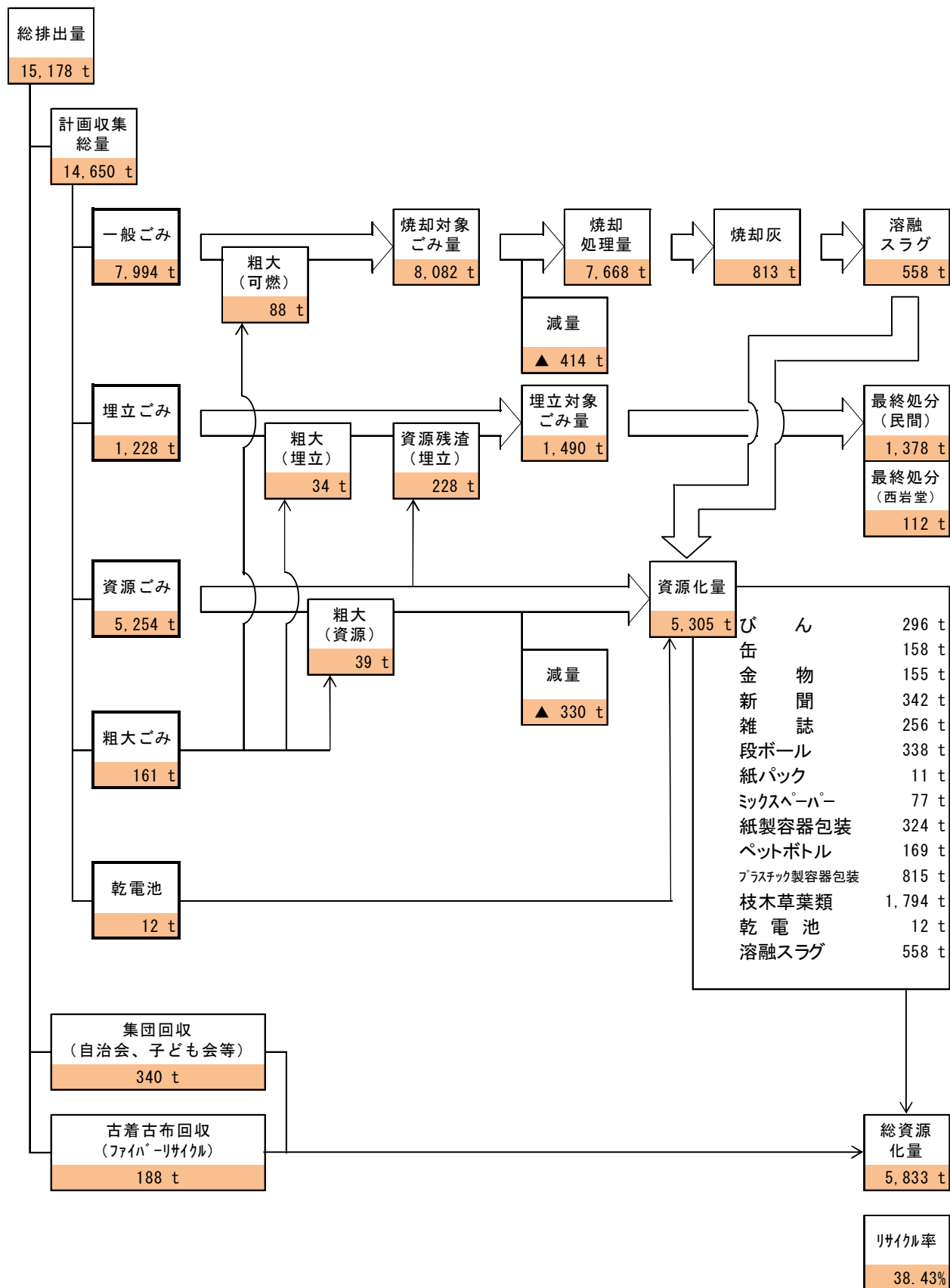
| 委託開始    | 委託期間                        | 主な委託エリア                                  |
|---------|-----------------------------|--|
| 平成30年4月 | H30.4.1～H31.3.31<br>(1年間)   | 【三崎地区】 諸磯、小網代 方面      【南下浦地区】 上宮田、菊名 方面  |
| 平成31年4月 | H31.4.1～R6.3.31<br>(5年間)    | 【三崎地区】 諸磯、小網代 方面      【南下浦地区】 上宮田、菊名 方面  |
| 平成31年4月 | H31.4.1～R6.3.31<br>(5年間)    | 【三崎地区】 白石、海外、方面      【初声 地区】 三戸、入江 方面    |
| 令和元年12月 | R1.12.1～R6.3.31<br>(4年4ヶ月間) | 【三崎地区】 原、岬陽、宮川 方面      【南下浦地区】 金田、松輪、方面  |
| 令和 2年4月 | R2. 4.1～R6.3.31<br>(4年間)    | 【三崎地区】 三崎、城ヶ島 方面      【初声 地区】 下宮田、高円坊 方面 |



## 2 ごみ処理実績

(1) ごみ処理状況 (平成 30 年度)

(図2)



## (2) ごみの排出量

平成 23 年度から平成 30 年度までの 8 年間の収集区分別実績及び 1 日 1 人当たりのごみ量を表 6 に示します。

平成 24 年度から一般ごみに含まれるプラスチック混入率と水分率の減少を目的に取り組んでいる「ごみダイエット大作戦」の効果により、ごみ排出量は減少傾向を維持しています。

表 6 ごみ排出量及び 1 日 1 人当たりごみ量の推移

(単位：t)

| 区分                      | 23 年度  | 24 年度  | 25 年度  | 26 年度  | 27 年度  | 28 年度  | 29 年度  | 30 年度  |
|-------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①可燃ごみ                   | 10,153 | 9,418  | 8,484  | 8,460  | 8,364  | 8,172  | 8,119  | 7,994  |
| ②資源ごみ                   | 6,091  | 6,047  | 5,742  | 5,844  | 5,762  | 5,835  | 5,535  | 5,254  |
| ③不燃ごみ                   | 1,966  | 1,677  | 1,475  | 1,196  | 1,291  | 1,098  | 1,554  | 1,228  |
| ④粗大ごみ                   | 173    | 167    | 166    | 159    | 150    | 151    | 147    | 161    |
| ⑤廃乾電池                   | 10     | 10     | 10     | 14     | 9      | 7      | 8      | 12     |
| ⑥ 小計 (①～⑤)              | 18,393 | 17,319 | 15,877 | 15,673 | 15,576 | 15,263 | 15,363 | 14,650 |
| ⑦集団回収                   | 513    | 492    | 469    | 450    | 433    | 408    | 347    | 340    |
| ⑧古着古布回収                 | 209    | 212    | 192    | 191    | 193    | 178    | 179    | 188    |
| ⑨ 合計 (⑥～⑧)              | 19,115 | 18,023 | 16,538 | 16,314 | 16,202 | 15,849 | 15,889 | 15,178 |
| ⑩ 1 日 1 人当たりごみ量 (g/人・日) | 1,094  | 1,047  | 976    | 977    | 980    | 972    | 992    | 964    |

※「②資源ごみ」は、びん・缶・金物・新聞紙・雑誌・段ボール・紙パック・ミックスペーパー・紙製容器包装・ペットボトル・プラスチック製容器包装・枝木草葉類の分別区分によるものの合計です。

※「⑥小計」は、統計上の「計画収集総量」です。

※「⑨合計」は、統計上の「総排出量」です。

### ① 可燃ごみ

市内で発生した可燃ごみ（一般ごみ）を適正に処理するために、平成 16 年度から他の自治体に焼却処理を依頼してきました。特に平成 25 年度以降は、ごみ処理広域化のパートナーである横須賀市に焼却をお願いし、6 年以上に渡り処理をしていただきました。

令和元年 11 月からは広域焼却施設での処理に切り替わり、今後は横須賀市と連携して処理を行っていきます。

なお、ごみ処理広域化に合わせて令和 2 年 1 月より分別区分を変更し、可燃ごみの名称を「一般ごみ」から「燃せるごみ」へと切り替え、これまで「埋立ごみ」として処理していたプラスチック製品（容器包装以外）やゴム製品、アルミ箔等について焼却処理することとなりました。

### ② 資源ごみ

資源ごみは、これまで容器包装リサイクル法などに基づき、収集品目を順次拡大し資源化を推進してきましたが、ごみ処理広域化に合わせて分別区分を見直した結果、新た

に「蛍光灯類」と「古着古布」を加え、「新聞紙」、「雑誌」、「段ボール」、「紙パック」、「その他の紙」、「びん缶」、「金物類」、「プラスチック製容器包装」、「ペットボトル」、「枝木草葉類」の12品目となります。

③ 不燃ごみ

西岩堂埋立地の残余量が逼迫していたことに伴い、平成13年度以降は「埋立ごみ」の一部を自区外の民間処分場に搬出し、処分を行ってまいりましたが、令和2年1月からは広域の不燃ごみ等選別施設での処理に切り替わりました。

④ 粗大ごみ

粗大ごみは、原則としておおむね50cm以上のものを対象として申し込みによる戸別収集を有料で行っています。なお、粗大ごみは広域処理を行うため、回収後は、横須賀市の不燃ごみ等選別施設に運搬し処理します。

⑤ 乾電池

使用済み乾電池は、公共施設や回収協力店に回収ボックスを設置し、回収後資源化処理を行っています。

(3) 可燃ごみの組成

可燃ごみの組成割合は表7のとおりです。

本市の可燃ごみを横須賀市南処理工場で焼却するにあたり、平成24年度から生ごみの水切りとプラスチック混入率の低減を目標に掲げ「ごみダイエット大作戦」を実施してきた結果、それぞれ一定程度の成果が現れています。ごみ処理広域化に伴い、令和元年度以降、可燃ごみの分別が大きく変わることから、組成の単純な比較はできませんが、引き続き、ごみの減量化に向けて水分率低減に係る取組を続けていく必要があります。

表7 一般ごみ（可燃ごみ）の湿式ベースごみ質分析組成割合（単位：％）

| 項 目              |         | 割合（％） |      |      |      |      |      |      |       |
|------------------|---------|-------|------|------|------|------|------|------|-------|
|                  |         | 24年度  | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 |
| 種<br>別<br>組<br>成 | 生ごみ類    | 24.9  | 35.1 | 26.4 | 27.8 | 28.0 | 18.7 | 14.1 | 13.2  |
|                  | 紙・布類    | 59.5  | 49.2 | 55.4 | 55.8 | 57.5 | 65.7 | 68.4 | 65.3  |
|                  | 木・竹類    | 3.8   | 5.6  | 6.8  | 6.3  | 7.7  | 7.8  | 8.5  | 8.0   |
|                  | プラスチック類 | 4.4   | 2.3  | 2.3  | 1.0  | 1.8  | 2.2  | 3.8  | 3.1   |
|                  | ごみ袋類    | 2.5   | 2.5  | 3.3  | 3.2  | 1.0  | 3.4  | 4.0  | 4.1   |
|                  | びん・缶類   | 0.0   | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 0.0   |
|                  | 不燃物類    | 4.9   | 5.4  | 5.8  | 5.9  | 4.1  | 2.2  | 1.4  | 6.4   |
| 水分               |         | 62.6  | 61.2 | 61.0 | 60.1 | 59.4 | 61.1 | 57.3 | 56.7  |

※平成24年度から分析方法を乾式から湿式に変更したため、平成24年度以降のデータを記載しています。

#### (4) リサイクル率

本市の過去8年間におけるリサイクル率の推移を表8に示します。

本市のリサイクル率は平成14年度から開始した4分別15品目の分別回収後、県平均を大きく上回る高水準にあります。平成29年度から減少傾向が出ています。

表8 三浦市と県内リサイクル率 (単位：%)

|      | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 三浦市  | 33.2 | 43.4 | 40.2 | 41.2 | 40.4 | 41.3 | 38.2 | 38.4 |
| 県内平均 | 24.7 | 24.8 | 25.3 | 25.7 | 25.2 | 24.8 | 24.4 | —    |

#### (5) ごみ処理経費

本市のごみ処理経費を表9に示します。

ごみ処理経費は、ごみ量の削減により減少傾向にありましたが、平成30年度は広域ごみ処理施設の建設工事に伴って増加しています。

表9 ごみ処理経費 (単位：千円)

| 年度 | 23年度    | 24年度    | 25年度    | 26年度    | 27年度    | 28年度    | 29年度    | 30年度    |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総額 | 803,768 | 870,437 | 744,264 | 712,441 | 710,646 | 702,607 | 707,635 | 771,227 |

### 3 ごみ処理における課題

#### (1) ごみ処理関連施設の老朽化

本市においては、新たな広域ごみ処理施設（焼却施設、不燃ごみ等選別施設、最終処分場）を横須賀市と建設したことにより、「可燃ごみの焼却処理の他市への依頼」と「不燃ごみの最終処分の県外民間事業者への委託」という長年の最も大きな2つの課題が解決したことになります。

しかし、広域処理の中継施設となる環境センターや資源ごみの選別処理等を行う清掃事業所は老朽化が著しく、早急に更新計画をまとめる必要があります。限られたスペースで効率的にごみ処理を行えるよう、環境センターと清掃事業所の機能集約を検討する必要があるほか、ごみ処理経費の削減を図るために施設運営管理の委託化についても併せて検討しなければなりません。

#### (2) リサイクル率の減少

本市のリサイクル率は県内平均と比較して高い水準を維持していますが、平成29年度以降、40%代を割り込み、減少傾向が出ています。原因の一つに考えられるのは、資源化可能な紙ごみが可燃ごみ出されてしまっていることです。可燃ごみに含まれる紙・布類の組成比は平成30年度で68.4%を占めており、その中には資源化可能なものも多く含

まれています。また、プラスチック類についても、使用済みの容器をそのまま一般ごみとして出される事があり、ごみ減量化・資源化の妨げの一因となっています。

また、現在、シュレッダーなどにより裁断された紙類は、市の処理工程の中ではリサイクルが難しいため、一般ごみに分類し焼却処理を行っています。しかし、個人情報の保護という市民の意識の高まりにより今後益々個人情報が記載されている紙類の裁断が増え紙類から一般ごみへの排出が増えていくことが予想されるため、裁断された紙類の資源化方法について検討が必要とされます。

### (3) 事業系一般廃棄物の自己処理の推進

事業系一般廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条で事業者の自己責任において適正に処理しなければならないこととなっていますが、本市においては、そのほとんどが市の処理施設に搬入されているのが現状です。本市の財政状況を勘案すると、事業系一般廃棄物についても積極的に自己処理を働きかけていくとともに、産業廃棄物については特に事業者の排出者責任を厳格にしていくことが必要とされます。

### (4) 適正分別の課題

一般家庭及び事業所から排出されたごみの資源化、適正処理を行うためには、排出段階でのごみの適正分別が不可欠です。

分別品目ごとに決められた曜日にごみの適正排出の徹底が必要となっています。

### (5) ごみ出し困難者

高齢化の進展に伴い、ごみを集積場所まで持って行くことができない、ごみ出し困難者が年々増加しています。生活環境や身体の状態も様々であるため、一律の取り決めだけでの対応は難しく、自助・共助・公助の枠組みについて福祉所管部署と廃棄物所管部署が連携して検討していく必要があります。

## 第4章 計画の方向性

### 1 ごみ処理フロー

ごみ処理広域化が稼働した現在のごみ処理フローを図3に示します。

可燃ごみの焼却処理、不燃ごみの資源化と最終処分及び粗大ごみの資源化と処理処分については、ごみ処理広域化施設において処理するものとし、それ以外の資源物については、市が独自に資源化処理するものとしします。

#### (1) ごみ排出方法・収集運搬方法

- ① 市は一般廃棄物の減量、リサイクルの促進に向けた方策を定め、一層の減量化、資源化を推進するものとしします。
- ② 分別区分は、燃せるごみ、不燃ごみ、破碎できないごみ、資源物、粗大ごみの5分別とし、資源物については、新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック、その他の紙、プラスチック製容器包装、ペットボトル、びん缶、金物類、蛍光灯類、古着古布、枝木草葉類の12種類を基本とし、ごみ集積場所での収集を原則としします。また、更なる資源化を検討し、必要があれば、分別区分の変更も検討します。
- ③ 使用済み乾電池については、回収協力店制度を維持し、回収協力店での回収を行います。
- ④ 粗大ごみについては、戸別申し込みによる戸別収集を行うものとし、申込受付から収集運搬までを業務委託します。
- ⑤ 古着古布及び廃食用油については、これまで「ファイバーリサイクル運営委員会」が主体となり回収してきましたが、ごみ処理広域化に合わせ、古着古布はごみ集積場所での収集へ、廃食用油については可燃ごみとして回収処理することとしました。
- ⑥ 事業系一般廃棄物については、一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物の収集、運搬及び処理に支障がない範囲で、収集、運搬及び処理を行います。
- ⑦ ごみ収集業務については、平成30年度から市内8ルートのうち2ルートずつ段階的に委託化を進め、令和2年4月からは全ルートの委託を開始します。ただし、回収する品目を委託と直営で分担し、直営収集についても一部の品目について全8ルートの収集を行います。

#### (2) 中間処理方法

- ① 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみについては、ごみ処理広域化基本計画の処理計画に基づき、広域処理を行います。

- ② 資源物については、ごみ処理広域化施設稼働後においても市独自で従来どおり、選別施設において選別などの処理を施した後、日本容器包装リサイクル協会や民間の処理業者などを通じて資源化を図ります。

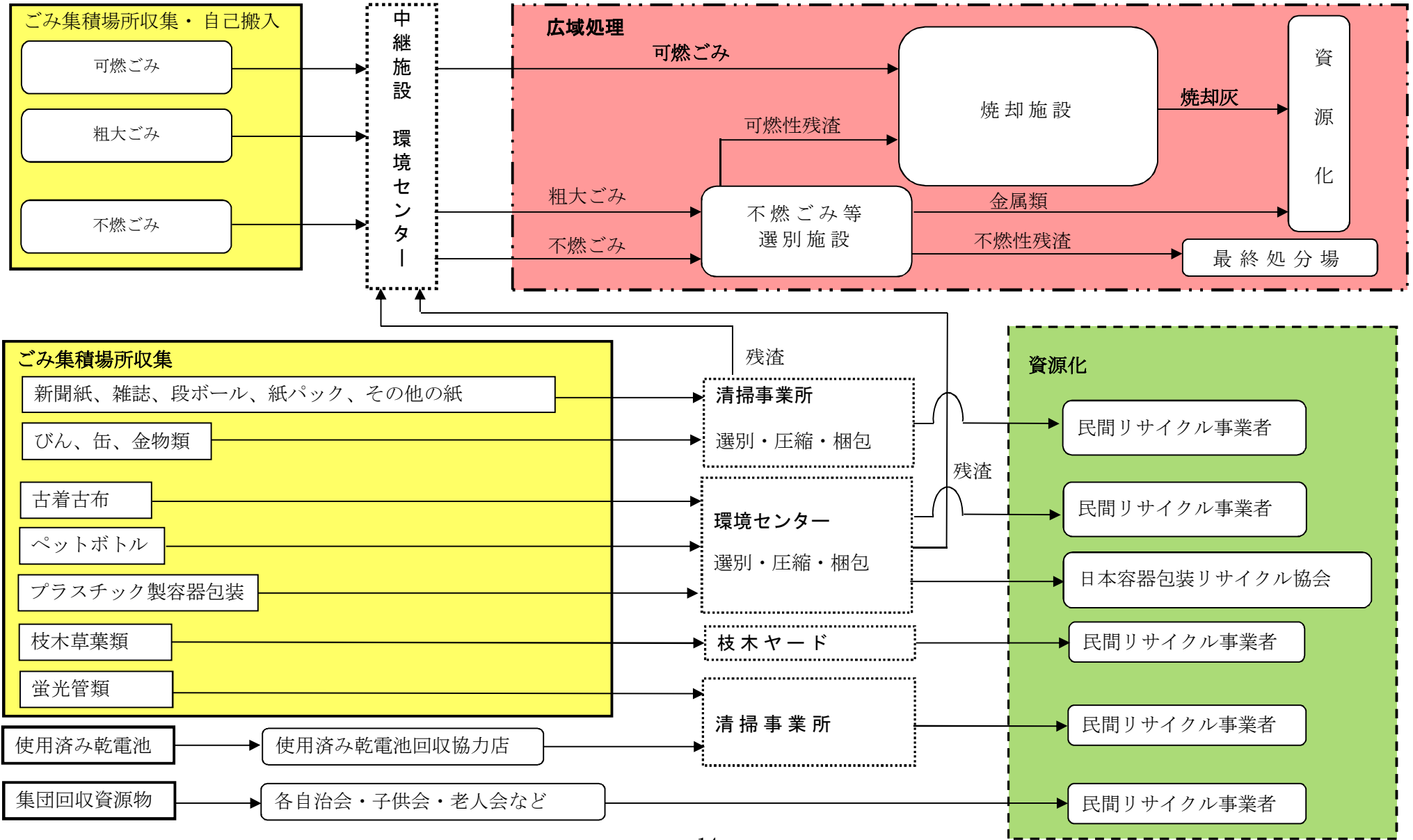
### **(3) 最終処分方法**

- ① ごみ処理広域化後は、不燃ごみ等選別施設で資源化や焼却処理できない不燃性残渣を新たな最終処分場において埋立処分します。なお、焼却灰については埋立処理を行わず、県外の民間施設において熔融などを行い再資源化に努めます。

### **(4) 事業系ごみの適正処理**

- ① 今後、ごみ処理経費の抑制やごみ処理広域化が図られる中で、事業系一般廃棄物を市で処理処分することが難しくなることが考えられ、事業活動に伴い発生するごみについて、自己処理を基本としたごみ施策を推進します。
- ② 民間処理施設の活用を図り、将来的に事業者自らの責任において、ごみ処理を行えるよう事業系一般廃棄物の処理処分ルート確立を図ります。

図3 ごみ処理フロー（ごみ処理広域化後）





## 2 将来推計人口

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の基本となる目標年度の将来推計人口については、三浦市総合計画と整合を図り、表 10 のとおりとします。

表 10 将来推計人口

| 年度 \ 区分 | 人口（人）  |
|---------|--------|
| 令和 7 年度 | 41,200 |

## 3 減量化・資源化目標

計画目標年度における将来ごみ排出量を、平成 30 年度のごみ量実績（ごみ原単位）を基に、令和 2 年 1 月に変更した新分別に伴う振り分けと、将来推計人口を勘案し、推計すると表 11 のとおりです。

表 11 品目別ごみ排出量

（ごみ量：t/年、原単位：g/人日）

| ごみの種類 | 平成 30 年度    |        |       | 令和 7 年度（推計値） |       |     |
|-------|-------------|--------|-------|--------------|-------|-----|
|       | ごみ量         | 新分別予測値 | 原単位   | 目標値          | 原単位   |     |
| 可燃ごみ  | 7,994       | 9,011  | 572   | 8,000        | 532   |     |
| 不燃ごみ  | 1,456       | 436    | 27    | 331          | 22    |     |
| 粗大ごみ  | 161         | 161    | 10    | 150          | 10    |     |
| 資源物   | びん          | 296    | 296   | 19           | 286   | 19  |
|       | 缶           | 158    | 158   | 10           | 150   | 10  |
|       | 金物類         | 116    | 116   | 7            | 180   | 12  |
|       | 古紙類         | 1,348  | 1,348 | 86           | 1,444 | 96  |
|       | ペットボトル      | 169    | 169   | 11           | 165   | 11  |
|       | プラスチック製容器包装 | 815    | 815   | 52           | 932   | 62  |
|       | 枝木草葉類       | 2,125  | 2,125 | 135          | 2,030 | 135 |
|       | 乾電池         | 12     | 12    | 1            | 12    | 1   |
|       | 蛍光管類        | 0      | 3     | -            | 3     | -   |
|       | 古着古布        | 188    | 188   | 12           | 256   | 17  |
| 集団回収量 | 340         | 340    | 22    | 331          | 22    |     |
| 総排出量  | 15,178      | 15,178 | 964   | 14,270       | 949   |     |

※「破碎できないごみ」は不燃ごみに含めて推計しています。

一般ごみ（可燃ごみ）について、水切りや混入される古紙類の分別徹底などを図り、減量化・資源化に努めるものとします。

さらに、埋立ごみ（不燃ごみ）についても、プラスチック製容器包装等の分別徹底を行い、資源化量の増加を図ります。

#### （１）総ごみ量（総排出量）の削減

一般ごみ（可燃ごみ）の排出抑制及び水切りの徹底を行い、１人１日当たり 15g 削減に努めるものとし、７年間で総ごみ量を 908 トン削減し、令和 7 年の排出量を 14,270 トンに抑えることを目標にします。

#### （２）資源化目標

可燃ごみや不燃ごみ等に混入されている資源物の分別徹底を行い、目標年度における資源物の排出量について、１人１日当たり 30g 増加に努めるものとし、資源化量を 7 年間で 219 トン増やし、資源化率を 36.7% から 3.9% 向上させ、40.6% にすることを目標にします。

※「資源化率」は、表 11 品目別ごみ排出量の（資源物＋集団回収量）÷総排出量から算出した数値となります。

### 4 目標達成に向けた施策

計画目標達成に向けたごみ処理の基本方針を以下のとおり定め、市民及び事業者が市と一体となって推進していくよう努めることとします。

#### （１）ごみの発生抑制（リデュース：Reduce）

ごみ排出量の削減のためには、商品を購入する際は長寿命製品や詰め替えできる商品を選ぶことで使い捨て製品の購入を抑制することや、生ごみに多く含まれる食品ロスの削減及び水切りを徹底することが重要です。

事業者に対しては、製品の簡易な包装、長寿命製品及び詰め替え商品の販売、食品ロスの削減への協力を求めています。

また、近年のマイバック・マイ風呂敷持参運動、ノーレジ袋運動など、ごみとなるものを極力もらわない運動が、市民の中に広がりを見せています。市及び事業者がこの運動を後押ししていきます。

#### （２）ごみの再利用（リユース：Reuse）

近年、物を大切にしない傾向がありますが、限りある資源を有効に使うことは大切です。

国・県に対して、再利用が可能な商品開発やその回収方法の確立などを働きかけるとともに、「もったいない」という気持ちを持つ事も大切であり、市民・事業者に対し啓発を行っていきます。

### (3) ごみの再資源化の向上（リサイクル：Recycle）

そのままではごみになってしまう物でも分別を行えば、新たな資源物として活用することが可能であり、牽いてはごみの減量化につながります。ごみの発生抑制とともに市民が行える重要な行動の一つといえます。

市でも市民には資源物を12品目という分類に分けて、ごみ集積場所に出してもらおうということを行い、できる限りのリサイクルに努めているところではありますが、依然、一般ごみへの古紙類の混入や容器包装自体が汚れているなどといったことがあります。これはリサイクルの向上を阻害する原因となり、また、その処理費用も増加することとなります。今後も市民説明会の実施や市広報紙、ホームページなどを通じて市民に協力を求めています。

### (4) ごみとなるものを断る（リフューズ：Refuse）

余分なものを譲り受けることや余分なものを購入することは必要ないものを生み出してしまいます。ごみとなるものは断り、家庭内に持ち込まないことが重要です。マイバッグ及びマイ風呂敷の持参によりレジ袋などの包装ごみを削減し、マイ箸・マイボトルの活用により使い捨ての割り箸や飲料容器のスプーンなどを断るよう、市民に対し啓発を行っていきます。事業者には割りばしや飲料容器などの使い捨て品の提供サービスを最小限になるよう協力を求めています。

### (5) 物を修理して長く使う行動（リペア：Repair）

家具、家電製品などが壊れた時や衣服などが古くなった場合に、修理・修繕することで物の寿命を延ばすことができます。市民及び事業者に対しては、物を大切にする気持ちを育み、壊れたものを修理・修繕して長期間使うよう啓発を行っていきます。

### (6) ごみの排出抑制（生ごみの水切り）

上記の3R+2Rの推進とともに、生ごみの水切りによる排出量の削減を図ります。燃せるごみに含まれる水分量を減らすことは、そのままごみ量を減らすことにつながり、生ごみの減量化を図る有効な手立てとなります。

今後も市民説明会の実施や市広報紙、ホームページなどを通じて市民に協力を求めています。

### (7) 事業系一般廃棄物の処理処分

事業活動に伴い発生する廃棄物は、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分類されます。

産業廃棄物についての排出事業者の自己責任における適正処理の推進、また、事業系一般廃棄物についても、できる限り処理が可能になるよう市内での民間処理業者の育成を図るとともに排出事業者の自己処理の基本を普及啓発していきます。

## 5 目標達成への市、市民及び事業者の役割

目標達成に向けた各々の役割を定め、ごみの減量化・資源化を図ります。

### (1) 市の役割

ごみの発生抑制・減量化・資源化に対し市民及び事業者が率先し、また、継続して行えるよう様々な取組を行います。

#### ① 分別品目の周知徹底

ごみ処理広域化に伴い、令和2年1月から分別が変更になった燃せるごみ、不燃ごみ、蛍光灯類、破碎できないごみ及びその他の紙について、収集・処理・処分を適正に行うため、市民に対し広報紙、ホームページなどを通して周知徹底を図ります。

#### ② 排出事業者の自己責任によるごみ処理の徹底及び一般廃棄物処理業者の指導・育成

事業系一般廃棄物については、排出事業者の自己責任において適正に処理することとし、事業者が自己の責任において処理できるよう民間のごみ処理事業者の育成を図り、事業者が自己の責任において廃棄物の処理ができる環境づくりを推進します。

また、事業系一般廃棄物の収集運搬及び処分業に係わる事業者に対して、廃棄物を適正に処理するよう指導します。

#### ③ 特定家庭用機器再商品化法等の普及・啓発

家電リサイクル法など各種リサイクル法が施行され、一定品目についてはリサイクルのため、その排出には処理費用の負担が求められるようになってきています。今後、家電リサイクル法の対象品目の拡大やその他のリサイクル法の制定等、益々リサイクルの重要性が増すことになっていきます。市ではリサイクルシステムの円滑な運営に尽力を尽くすとともに、不法投棄防止を図るためにも、市民に対しごみの排出には処理経費に対する一定度の自己負担が発生するリサイクル制度の趣旨を周知し、理解を求めます。

#### ④ 資源化物回収奨励金制度の継続

地域住民による資源化物の集団回収は、市民のリサイクル意識の高まりとともに、市の処理業務の負担軽減に寄与するため、この制度を継続し市民に周知を行い、資源化物回収活動の普及・拡大を図っていきます。また、資源化物回収を推進するため、回収量にあわせた奨励金制度の見直しを図ります。

#### ⑤ 市民との協力体制の確立

ごみ分別排出における違反ごみ排出者やごみの不法投棄者などを減らすため、市民及び事業者に対し、適正排出及び適正処理について啓発を行うとともに、廃棄物減量化等推進員との連携を図り、不法投棄を「しない、させない」体制を実現していきます。

## (2) 市民の役割

### ① 市の施策に対する協力

市民は市の行うごみ分別や減量化・資源化等のごみ施策に対し、必要とされる協力を  
するものとします。

#### ○ 分別収集・生ごみの水切り

分別収集や生ごみの水切りなど、市が実施する減量化・資源化施策に積極的に協  
力するものとします。

#### ○ 3R+2R運動の推進

減量化・再資源化に向けた以下の5Rの推進に努めるものとします。

- ・使い捨て商品などの購入自粛や食品ロスの削減による「ごみの発生抑制 (Reduce)」
- ・物を大切にし、また、再利用品の購入などによる「ごみの再利用 (Reuse)」
- ・市の分別基準に従い適正な排出を心掛け、資源物を資源として再利用する「ご  
みの再資源化の向上 (Recycle)」
- ・家庭内に持ち込まない、マイバッグやマイ箸などの活用する「ごみとなるものを  
断る (Refuse)」
- ・物が壊れた、古くなった場合、修理・修繕する「物を修理して長く使う行動  
(Repair)」

#### ○ 地域での集団回収への積極的な参加、協力

地域で行われる資源物の集団回収等に積極的に参加、協力をし、リサイクルの向  
上に努めるものとします。

#### ○ ごみ集積場所の清潔保持

ごみ集積場所を清潔に保ち、地域の環境保持に努めるものとします。

## (3) 事業者の役割

### ① ごみ減量化計画の策定

「三浦市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」で規定されている大規  
模事業者については、自己が排出するごみについて減量化計画を策定し、ごみの減量化  
に努めるものとします。

### ② 自己責任におけるごみの適正処理

事業活動に伴い発生する廃棄物は、排出事業者の責任において適正に処理すること  
を基本とします。産業廃棄物に該当する物は、自己処理のほか産業廃棄物処理業者に依  
頼し適正に処理するものとします。

また、事業系一般廃棄物についても、自己処理のほか民間の一般廃棄物処理業者に依  
頼し処理することを基本とします。

また、事業系一般廃棄物のうち、市の処理施設において処理をする場合は、市が実施  
するごみの分別や減量化・資源化施策に協力するものとします。

## 第5章 施設整備

### 1 三浦市清掃事業所

#### (1) 既存施設

資源物（びん・缶）選別処理施設及びその他紙製容器包装等ストックヤード併設

- ・所在地：三浦市三崎町六合 1004-3
- ・施設稼働：昭和 45 年 2 月
- ・敷地面積：4,600 m<sup>2</sup>

<併設施設の概要>

○資源物（びん・缶）選別処理施設

- ・施設稼働：平成 4 年 7 月
- ・処理方法：破袋、選別、圧縮
- ・処理能力：4 トン／日

○その他紙製容器包装等ストックヤード

- ・施設稼働：平成 15 年 12 月
- ・構造規模等：鉄骨造平屋建 378 m<sup>2</sup>
- ・圧縮機能力：2.5 トン／日

#### (2) 三浦市清掃事業所の整備

ごみ収集業務職員の事務所とともに、古紙類の選別施設及びびん・缶の有価物選別施設が併設されており、その重要性は高いものとなっていますが、各施設とも老朽化が著しく、また、資源物運搬車の大型化に伴い、施設が狭小となってきています。

古紙類の品目変更に伴い、選別方法が変更になることから古紙選別ラインの廃止と、びん・缶のごみ処理業務の委託化を行い、事務所機能も含め、環境センターへの一部機能集約化を進めます。

#### (3) 塵芥収集車の整備

塵芥車は収集業務に欠かせないものであり、車両のメンテナンスを始めとする維持管理は最重要な課題です。適正な車両配備と維持管理を図ります。

### 2 三浦市環境センター

#### (1) 既存施設

高速堆肥化・梱包圧縮処理施設

(ペットボトル選別処理施設及びその他プラスチック製容器包装ストックヤード併設)

- ・所在地：三浦市南下浦町毘沙門 11-2
- ・敷地面積：10,419 m<sup>2</sup>
- ・施設稼働：平成 3 年 4 月（平成 16 年 4 月から休止）

- ・処理能力：61 トン／日
- ・処理方法：高速堆肥化・圧縮梱包

<併設施設の概要>

○ペットボトル選別処理施設

- ・施設稼働：平成 11 年 3 月
- ・処理能力：1 トン／日

○その他プラスチック製容器包装ストックヤード

- ・施設稼働：平成 16 年 3 月
- ・構造規模等：鉄骨造平屋建 2 棟 345.5 m<sup>2</sup>
- ・搬送能力：8.32 トン／日

(2) 広域対象ごみの中継施設及びリサイクル施設としての整備

環境センターでは、平成 3 年度から生ごみの堆肥化に取り組んできましたが、平成 16 年度から堆肥化施設の老朽化により、堆肥化施設は休止状態となっています。

現在は燃せるごみを、横須賀ごみ処理施設（エコミル）において焼却するため、燃せるごみの中継施設となっています。また、プラスチック製容器包装選別施設やペットボトル選別施設が敷地内に設置されています。

ごみ処理広域化に伴い燃せるごみの中継施設としての施設改修や不燃ごみ及び粗大ごみの中継施設としての機能整備を図るとともに、清掃事業所の一部機能について集約化を図ります。

(3) 其他のごみ処理施設としての整備

プラスチック製容器包装、ペットボトル選別施設及びびん・缶ストックヤードについて、設備配置を含めた整備を図ります。

### 3 最終処分場

(1) 三浦市一般廃棄物最終処分場（広域ごみ処理施設）

- ・所在地：三浦市三崎町六合 1848 番 1
- ・総面積：26,180 m<sup>2</sup>
- ・施設稼働：令和 2 年 3 月
- ・埋立面積：3,610 m<sup>2</sup>（埋立容量：48,900 m<sup>3</sup>）
- ・埋立方法：サンドイッチ方式（準好気性埋立） ※被覆型処分場

## (2) 三浦市一般廃棄物最終処分場西岩堂埋立地

令和2年2月まで埋立処分していましたが、同年3月から広域最終処分場の稼働に伴い、埋立処分場内の整地作業を行っています。

なお、埋立終了後についても処分場が安定するまでの一定期間について、周辺環境に影響を与えないよう適正な維持管理を行います。

## (3) 三浦市一般廃棄物最終処分場宮川埋立地

平成17年度に一部埋立処分をしましたが、現在は埋立完了しています。なお、今後も処分場が安定するまでの一定期間について、水処理を行い周辺環境に影響を与えないよう適正な維持管理を行います。

# 第6章 その他必要な事項

## 1 災害時の廃棄物処理体制

災害発生時の迅速な対応のために「三浦市地域防災計画」に基づき廃棄物の処理を行います。また、災害により本市での対応が困難となった場合は、災害時等相互援助協定及び地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定に基づき近隣自治体等への援助を要請するものとします。なお、「三浦市災害廃棄物処理基本計画」をこの計画期間中に策定し、大規模災害が発生した場合の災害廃棄物処理を適正かつ迅速に行います。

## 2 ごみ処理業務の委託化の推進

ごみ処理業務の経費削減に向けた取り組みの一環として、ごみ処理業務の委託化を推進します。一方で、災害時の対応を含め、安定的なごみ処理体制を確保するうえでは、全ての業務を委託化するのではなく、直営体制を一定程度残す必要があるため、業務全体のあり方を考慮したうえで、ごみ処理業務の委託化方針をこの計画期間中に策定します。

## 3 家庭ごみ有料化の検討

増大するごみ処理経費に対処するため、ごみ収集手数料有料化は避けては通れない問題になっています。引き続き、市民が自主的にごみの排出抑制を促進できる体制整備に努めるとともに、ごみの排出量に応じた負担の公平化及び市民の意識改革を推進するため、家庭系ごみ処理費用の賦課方法について、その必要性、効果、有効な実施方法などの検討を進めます。また、その他のごみ処理手数料についても、適正な負担を求めため、定期的な見直しを図ります。

## 4 不法投棄の防止対策

本市は、海岸や谷戸が多くあり、不法投棄の温床となっています。市の定期的なパトロールだけでは限界があり、地域住民による不法投棄防止監視員制度や通報制度の確立など、不法投棄ができない環境づくりを図っていきます。



三 浦 市  
一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

〈令和2年3月〉

〒238-0105 三浦市南下浦町毘沙門 11-2

三浦市都市環境部廃棄物対策課

電話 046-882-1111 FAX 046-881-7172

E-mail : kankyou0201@city.miura.kanagawa.jp